

第2ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項 (素案修正版)

平成24年7月23日

I 重点的な審議課題

1. 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

(1) 企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や処遇等を総合的に把握するための統計整備に関する検討状況【総務省、厚生労働省】

①施策の進捗状況等

○労働力調査について、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に、新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成25年1月から調査を実施する予定である。

○平成24年就業構造基本調査について、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更した。また、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この1年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設した。【総務省】

○雇用動向調査について、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割する予定である（平成24年度）。

○3つの縦断調査では、従来より就業、結婚、出産、子育て、介護等を把握している。なお、世代による違いの検証のため、21世紀出生児縦断調査については、平成22年度に新たな標本の追加を実施した。また、21世紀成年者縦断調査については、平成24年度に、新たな標本の追加を実施する予定である。【厚生労働省】

②施策の進捗状況等に関する評価

○総務省及び厚生労働省が、就業と出産・育児や介護等との関係の分析の観点から、関係調査について具体的な改善措置を講じていると評価できる。

○少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目については、調査目的や調査対象等が異なる各種統計調査の中で、それぞれ把握されるものとな

っており、企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係の分析の観点から、企業・事業所の経営状況や生産性も含めて少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目を総合的に把握できるようにはなっていない。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○各種統計調査の中で、少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目数は着実に増加していることから、今後は、これらの調査結果を踏まえ、関係する各府省の統計調査における当該項目の全体像を整理した上で、改めて、少子高齢化・ワークライフバランスに関して、調査項目が不足しているのかどうかについて検討する必要がある。

(2) 大規模標本調査における少子化関連事項の把握可能性の検討状況【総務省】

①施策の進捗状況等

○基本計画においては、大規模標本調査における少子化関連事項の把握の重要性を指摘しており、これを踏まえ、就業構造基本調査において、非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更している。

○なお、結婚時期や子供の数に係る調査項目については、調査の忌避感や精度の確保が困難とされる。このため、全数調査である国勢調査は、過去に「結婚年数」及び「出生児数」を把握していたが、昭和 55 年に、「大規模な調査ですべての調査客体から正しい申告を得ることが困難」として、統計審議会の諮問を経て同調査項目を削除した経緯がある。

②施策の進捗状況等に関する評価

○大規模標本調査における少子化関連事項の把握については、平成 24 年就業構造基本調査において、具体的な措置を講じていると評価できる。

2. 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

(1) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること【厚生労働省】

①施策の進捗状況等

○非正規雇用者の実情を継続的に把握するため、雇用構造調査において、客観的基準を踏まえた調査項目に基づき、平成24年度以降、毎年調査を実施する予定である。具体的には、雇用契約期間による区分（雇用期間の定めあり・なし）、労働時間による区分（一般労働者・短時間労働者）、契約形態（常用労働者・臨時労働者・派遣労働者）別の労働者数を把握するための調査事項の追加を検討中である。

②施策の進捗状況等に関する評価

○非正規雇用者の実情把握のための項目については、労働者の雇用（就業形態）の区分として一般的に用いられている雇用契約期間、契約形態及び労働時間を勘案した区分別の労働者数を設定することとしており評価できる。

○ただし、非正規雇用者数の把握に用いることとしている雇用構造調査は、毎年、調査内容をローテーションで変更して実施しているものであり、これに伴い調査対象事業所数等が必ずしも毎年同一ではないため、非正規雇用者数の時系列比較が困難になる恐れがある。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○雇用構造調査を用いて非正規雇用者数を継続的に把握する場合には、時系列的比較が可能となるよう、調査対象事業所数等を固定して実施する必要がある。また、非正規雇用者の実情把握を安定的に行う観点から、必要に応じて関係統計調査の見直しを行う必要がある。

(2) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること【総務省】

①施策の進捗状況等

○ILOの要請も踏まえ、年間の総実労働時間の推計を可能とするため、労働力調査に新たに「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」を把握する調査事項を追加し、平成25年1月から実施する予定である。

○長時間労働者のより詳細な実態を明らかにするため、平成24年就業構造基

本調査の中の「1週間の就業時間」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「65時間以上」を新たに「65～74時間」及び「75時間以上」に分割した。

②施策の進捗状況等に関する評価

○実労働時間の把握に当たり、年間総実労働時間の推計や長時間労働者の実態把握の観点から検討を行い、労働力調査及び就業構造基本調査において、必要な調査事項の変更を行っており、評価できる。

(3) 同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること【厚生労働省】

①施策の進捗状況等

○同一企業内の就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換）に関する統計調査による定期的な把握としては、雇用動向調査（年2回実施、調査対象は約15,000事業所）において臨時・日雇名義から常用名義に切り替えられた者の人数、また、労働経済動向調査（年4回実施、調査対象や約5,800事業所）では、正社員以外の労働者から正社員への登用実績の有無等を把握している。

②施策の進捗状況等に関する評価

○依然として、同一企業内の就業形態の転換の実態については、既存の統計調査の中で把握されているとは言い難い。例えば、雇用動向調査における「臨時・日雇名義から常用名義に切替えられた者」の数は、常用労働者を対象としたものであるが、非正規雇用から正規雇用へに転換した者の全体像を把握できるものとはなっていない。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○関係府省は、同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）の実態に関し検討の場を設け、統計調査における調査可能性及び調査の必要性を含めて、検討する必要がある。

(4) 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性【総務省、厚生労働省】

①施策の進捗状況及びその評価

○雇用者の就業（雇用）形態の区分については、①雇用契約期間、②呼称・契約形態、③労働時間の視点から設定された区分が用いられているが、各統計調査間において、同一視点からの区分であるにも関わらず、概念及び用語が異なっている例（雇用契約期間による区分である「一般常雇」及び「臨時雇」と「常用雇用者」等）や概念は同じであるが用語が異なっている例（呼称・契約形態による区分である「パートタイム労働者」、「パート・アルバイト」、「パート」等）が見られる。

○雇用・労働統計調査は、それぞれの調査目的が異なっているため、それぞれの調査に関するフレームワーク（調査対象や調査設計等）も異なっており、多様な観点から統計調査を行うことは有意義であるという意見があるが、一方で、各統計間で同趣旨の調査結果間に差異が散見されるが、このことが、統計利用者の混乱を招く可能性があると考えられる。

②今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○各府省は、中期的には、公的統計全体について、就業（雇用）形態の区分に関する用語の概念・定義を見直し、統計間で当該用語の整合性の確保を図る必要があるが、当面の措置として以下の措置を講じる必要がある。

(i) 総務省は、統計法施行状況報告で報告したとおり、統計利用者の利便向上を図るため、我が国の統計に用いられている調査における従業上の地位や就業（雇用）形態の区分に関する用語を整理し、その関係が分かるような資料をホームページ等を通じて一般に提供すること。

(ii) 厚生労働省は、雇用・労働関係の統計調査を多数実施していることから、所管統計調査について、就業（雇用）形態の区分に関する用語・概念を雇用契約期間、契約形態、労働時間等の視点から整理し、異なる統計間で、就業（雇用）形態の区分に関する用語の整合性が確保できるように、必要な見直しを進めること。

(iii) 各府省は、上記(i)及び(ii)の措置を踏まえ、所管統計における就業（雇用）形態に関する用語について、できる限り用語の概念・定義の共通化を図る観点から、所要の措置を講じること。

3. 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備

(1) インターネット回答方式の推進等に関する前回調査の検証状況【総務省】

①施策の進捗状況等

- 平成 22 年国勢調査において、東京都全域をモデル地域として、インターネット回答方式を導入した。
- 当該導入に関する総務省の検証においては、インターネット回答者に対するアンケート調査や地方公共団体との事後報告会等を実施し、その結果を踏まえ、世帯における負担感の減少、面接困難な世帯等に対する調査票回収への効果、記入精度の向上・審査の効率化が図られたと評価している。一方、調査員への回答状況伝達の煩雑化、郵送との重複回答、フィッシングサイト等への懸念などの課題も確認されている。

②施策の進捗状況等に関する評価

- インターネット回答者に対するアンケート調査により、当該回答者の属性、回答日時、次回の利用希望等を把握・分析していることは評価できる。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 平成 27 年国勢調査を効率的かつ円滑に実施するため、インターネット回答方式の推進によって発生する課題への的確な対応策を検討する観点から、現在、実施している平成 27 年国勢調査試験調査等を通じ、実施上の問題事例を多面的かつ定量的に把握・検証することが必要である。
- 国勢調査の調査方法については、調査対象者の中には高齢者など調査員調査を必要とする者がいること等を勘案し、インターネット回答によるオンライン調査、郵送調査及び調査員調査といった各種の調査方法の適切な組み合わせも勘案する必要がある。
- なお、コスト面の検証については、今後、インターネットによる回答率の向上等を勘案し、中長期的な視点に立って検討していく必要がある。

(2) 東日本大震災が与えた影響を把握するための調査項目追加等の可能性【総務省】

①施策の進捗状況等

○総務省においては、次回の平成 27 年国勢調査は、調査事項を限定した簡易調査の実施年ではあるものの、東日本大震災の影響を把握する観点から、「現在の住居における居住期間」及び「5 年前の住居の所在地」を調査する方向で検討中である。

②施策の進捗状況等に関する評価

○平成 27 年国勢調査において、簡易調査の実施年ではあるものの「現在の住居における居住期間」及び「5 年前の住居の所在地」を調査することは、東日本大震災後の地域別の詳細な人口移動状況等の把握を可能とするものと考えられるため、当該事項の調査を検討することが必要である。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○平成 27 年国勢調査において、「現在の住居における居住期間」等を調査することは、東日本大震災の影響把握の上では適切と考えられるものの、調査事項の増加は、報告者負担にもつながること等から、震災関連事項の調査結果の有用性について、更に精査する必要がある。

II 平成 23 年度法施行状況報告において、担当府省が「実施困難」としている事項

○ 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

(1) 学校保健統計調査における調査項目の追加や調査方法等の改善に関する検討状況【文部科学省】

① 施策の進捗状況報告

○平成 23 年度には、掲げられた事項以外の調査方法や調査票の改善についても、小児科医や養護教諭などの専門家の団体である財団法人日本学校保健会から意見を聴取した。

○その際、小児医学の専門家からは、「心の健康」「アレルギー疾患」「生活習慣病」に関し、新しい方法によって調査できないか研究が進められているところであるが、学校現場における対応能力も踏まえつつ、学校健康診断項目として、全児童生徒に一律に実施すべきとするほどには有効性が確認されたものはなく、現時点においては追加すべき項目としては考えにくいとしていることから、対応は困難であるとの結論を得た。

○なお、調査項目の追加については、基本計画で指摘された項目のうち、「アレルギー疾患」及び「生活習慣病」については、既に学校保健統計調査の調査項目とされ調査が実施されている。また、「心の健康」については、学校保健統計調査では調査項目とはされていないものの、財団法人日本学校保健会に委嘱し実施している代替調査（児童生徒の健康状態サーベイランス）において心の悩み等の実態が調査され一定程度の実態が把握されている状況である。

② 施策の進捗状況等に対する評価

○現時点では、学校保健統計調査において、上記調査項目に関し現在以上の対応を求める必要性は低いものと判断される。

○また、調査方法等の改善として、学校保健統計調査の調査票の転記元である健康診断票を直接統計作成に利用することについては、健康診断票の様式が統一化されておらず、かつ健康診断票データの電子化も進んでいないことから、直ちに対応することは難しいものと判断される。

(2) ライフコース全般を的確にとらえる統計についての検討状況【文部科学省】

①施策の進捗状況報告

○学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計の実施は、以下のような状況から実現困難との結論を得た。

①現在、文部科学省には該当する統計調査がないため、パネル調査の新設が必要となるが、今後の厳しい財政状況を踏まえると、そのための予算を継続的に確保できる見込みが立たない。

②文部科学省としては、このライフコース全般を的確にとらえた統計の必要性については、その意義を認めるところであるが、同一の調査対象者を継続的に追跡するパネル調査は、行政機関ではなく、むしろ大学などの研究機関において、組織的に実施していただく方が適切であり、かつ、現実的であるとの結論を得た。

②施策の進捗状況等に関する評価

○ライフコース全般を的確に捉える統計の作成については、それに必要なパネル調査に関し、予算上の制約や調査技術上の検討に時間を要すること等から早急な実施が難しいことはやむをえない。

○しかし、パネル調査については、既に厚生労働省等が実施している例もあるので、こうした既存のパネル調査との連携によりライフコース全般を捉える統計の作成を検討する余地はあるものと判断される。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○学識経験者による懇談会を設けて、今後1年程度の間には課題の整理を行い、他省庁等が実施している既存のパネル調査との連携も含め、調査手法、調査内容等を検討する必要がある。

【コメント付き見え消し版】

第2ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項
~~(重点的な審議課題関係)~~ (素案修正版)

平成24年7月13~~23~~日

I 重点的な審議課題

1. 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

(1) 企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や処遇等を総合的に把握するための統計整備に関する検討状況【総務省、厚生労働省】

①施策の進捗状況等

- 労働力調査について、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に、新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成25年1月から調査を実施する予定である。
- 平成24年就業構造基本調査について、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更した。また、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この1年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設した。【総務省】
- 雇用動向調査について、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割する予定である(平成24年度)。
- 3つの縦断調査では、従来より就業、結婚、出産、子育て、介護等を把握している。なお、世代による違いの検証のため、21世紀出生児縦断調査については、平成22年度に新たな標本の追加を実施した。また、21世紀成年人縦断調査については、平成24年度に、新たな標本の追加を実施する予定である。【厚生労働省】

②施策の進捗状況等に関する評価

- 総務省及び厚生労働省が、就業と出産・育児や介護等との関係の分析の観点から、関係調査について具体的な改善措置を講じていると評価できる。
- ~~○各統計調査は、それぞれの調査目的が異なっているため、それぞれの調査に関するフレームワーク(対象選定や調査設計等)も異なっている。このため、各統計間で同趣旨の調査結果間に差異が散見されるが、このことが、~~

コメント[1]:
「2.(4)①」に移動。

~~統計利用者に混乱を招く恐れがあるとの指摘がある。~~

○少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目については、調査目的や調査対象等が異なる各種統計調査の中で、それぞれ把握されるものとなっており、企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係の分析の観点から、企業・事業所の経営状況や生産性も含めて少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目を総合的に把握できるようにはなっていない。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

~~○各種統計調査の中で、少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目数は着実に増加していることから、今後は、これらの調査結果を踏まえ、関係する各府省の統計調査における当該項目の全体像を整理した上で、改めて、少子高齢化・ワークライフバランスに関して、調査項目が不足しているのかどうかについて検討する必要がある。~~

コメント [2]:

津谷座長ご指摘内容。

~~○厳しい財政状況の中で、新規統計調査の創設や既存統計調査における調査項目の大幅な拡充は困難な状況である。このため、企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係の分析の観点から、企業・事業所の経営状況や生産性も含めて少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目を総合的に把握するためには、各府省所管の関連統計の連携が必要である。したがって、今後のビジネスレジスターの整備状況に応じて、共通コードを通じた関連統計のデータ接合により、少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目を総合的に把握することについて、その有用性も含め検討することが望ましい。~~

コメント [3]:

(北村委員) 第2WGでは、ビジネスレジスターの整備状況や共通コード等については審議していない。

(2) 大規模標本調査における少子化関連事項の把握可能性の検討状況【総務省】

①施策の進捗状況等

○基本計画においては、大規模標本調査における少子化関連事項の把握の重要性を指摘しており、これを踏まえ、就業構造基本調査において、非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更している。

○なお、結婚時期や子供の数に係る調査項目については、調査の忌避感や精度の確保が困難とされる。このため、全数調査である国勢調査は、過去に「結婚年数」及び「出生児数」を把握していたが、昭和 55 年に、「大規模な調査ですべての調査客体から正しい申告を得ることが困難」として、統計審議会の諮問を経て同調査項目を削除した経緯がある。

②施策の進捗状況等に関する評価

○大規模標本調査における少子化関連事項の把握については、平成24年就業構造基本調査において、具体的な措置を講じていると評価できる。

~~○なお、結婚時期や子供の数に係る調査項目については、次回の平成27年国勢調査は調査事項を限定して実施する簡易調査の年であることから、国勢調査に当該項目を早急に追加することは困難と考えられる。~~

コメント [4]:

(廣松委員) 本事項は、大規模標本調査に関する課題を記述していることから、この個所に、国勢調査のことを記述するのは不適切。

2. 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

(1) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること【厚生労働省】

①施策の進捗状況等

○~~非正規雇用者の実情を継続的に把握するため、雇用構造調査において、客観的基準を踏まえた調査項目に基づき、平成24年度以降、毎年調査を実施する予定である。具体的には、雇用契約期間による区分(雇用期間の定めあり・なし常用労働者・常用労働者以外)、労働時間による区分(一般労働者・短時間労働者)、契約形態(常用労働者・臨時労働者・派遣労働者・派遣労働者以外)別の労働者数を把握するための調査事項の追加を検討中である。し、平成24年度以降、毎年調査を実施する予定である。~~

コメント [5]:

(樋口委員) 雇用構造調査において把握しようとしている非正規雇用の状況が、明らかではない。

②施策の進捗状況等に関する評価

○非正規雇用者の実情把握のための項目については、労働者の雇用(就業形態)の区分として一般的に用いられている雇用契約期間、契約形態及び労働時間を勘案した区分別の労働者数を設定することとしており評価できる。

○ただし、非正規雇用労働者数の把握に用いることとしている雇用構造調査は、毎年、調査内容をローテーションで変更して実施しているものであり、これに伴い調査対象事業所数等が必ずしも毎年同一ではないため、非正規雇用者数の時系列比較が困難になる恐れがある。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○雇用構造調査を用いて非正規雇用者数を継続的に把握する場合には、時系列的比較が可能となるよう、調査対象事業所数等を固定して実施する必要がある。また、非正規雇用者の実情把握を安定的に行う観点から、必要に応じて関係統計調査の見直しを行う必要がある。

コメント [6]:

(樋口委員) 非正規の状況を、雇用構造調査で把握していくということだけでは、不十分である。

(2) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること【総務省】

①施策の進捗状況等

○ILO の要請も踏まえ、年間の総実労働時間の推計を可能とするため、労働力調査に新たに「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」を把握する調査事項を追加し、平成25年1月から実施する予定である。

○長時間労働者のより詳細な実態を明らかにするため、平成24年就業構造基本調査の中の「1週間の就業時間」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「65時間以上」を新たに「65～74時間」及び「75時間以上」に分割した。

②施策の進捗状況等に関する評価

○実労働時間の把握に当たり、年間総実労働時間の推計や長時間労働者の実態把握の観点から検討を行い、労働力調査及び就業構造基本調査において、必要な調査事項の変更を行っており、評価できる。

(3) 同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること【厚生労働省】

①施策の進捗状況等

○同一企業内の就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換）に関する統計調査による定期的な把握としては、雇用動向調査（年2回実施、調査対象は約15,000事業所）において~~非正規雇用から正規雇用に転換した者の数（臨時・日雇名義から常用名義に切り替えられた者の人数）~~、また、労働経済動向調査（年4回実施、調査対象や約5,800事業所）では、正社員以外の労働者から正社員への登用実績の有無等を把握している。

②施策の進捗状況等に関する評価

○依然として、同一企業内の就業形態の転換の実態把握については、既存の統計調査の中で把握されているとは言い難い。例えば、雇用動向調査における「臨時・日雇名義から常用名義に切替えられた者」の数は、常用労働者を対象としたものであるが、非正規雇用から正規雇用に転換した者の全体像を把握できるものとはなっていない。転換者の出現率が極めて小さいことから、関係統計調査の調査規模等を勘案すると、現行以上の詳細な事項の把握は困難と考えられる。ただし、少なくとも転換制度の有無等と転換実績については、1つの調査の中で把握し、両者の関係の分析が可能と

コメント [7]:

（樋口委員）依然として、同一企業内での就業形態の転換の状況は、既存の統計調査では把握されていないのではないかと。例えば、雇用動向調査における「臨時・日雇名義から常用名義に切替えられた者」の数は、非正規雇用から正規雇用に転換した者の全体像を把握したものではない。

~~なるようにすることが望ましい。~~

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- ~~関係府省は、同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）の実態に関し検討の場を設け、統計調査における調査可能性及び調査の必要性を含めて、検討する必要がある。同一企業内における非正規雇用から正規雇用への転換に関し、転換制度の有無等と転換実績の関係を分析することが可能となるよう関係統計調査の調査事項の見直しを検討する必要がある。~~

(4) 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性【総務省、厚生労働省】

①施策の進捗状況及びその評価

- 雇用者の就業（雇用）形態の区分については、①雇用契約期間、②呼称・契約形態、③労働時間の視点から設定された区分が用いられているが、各統計調査間において、同一視点からの区分であるにも関わらず、概念及び用語が異なっている例（雇用契約期間による区分である「一般常雇」及び「臨時雇」と「常用雇用者」等）や概念は同じであるが用語が異なっている例（呼称・契約形態による区分である「パートタイム労働者」、「~~パートタイム~~」、「パート・アルバイト」、「パート」等）が見られる。

- 雇用・労働統計調査は、それぞれの調査目的が異なっているため、それぞれの調査に関するフレームワーク（調査対象や調査設計等）も異なっており、多様な観点から統計調査を行うことは有意義であるという意見があるが、一方で、各統計間で同趣旨の調査結果間に差異が散見されるが、このことが、統計利用者の混乱を招く可能性があると考えられる。

コメント [8]:

（白波瀬委員、樋口委員）雇用・労働関係統計については、各統計調査間の比較可能性が意識されていないのではないかと。

②今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 各府省は、中期的には、公的統計全体について、就業（雇用）形態の区分に関する用語の概念・定義を見直し、統計間で当該用語の整合性の確保を図る必要があるが、当面の措置として以下の措置を講じる必要がある。

- (i) 総務省は、統計法施行状況報告で報告したとおり、統計利用者の利便向上を図るため、我が国の統計に用いられている調査における従業上の地位や就業（雇用）形態の区分に関する用語を整理し、その関係が分かるような資料をホームページ等を通じて一般に提供すること。
- (ii) 厚生労働省は、雇用・労働関係の統計調査を多数実施していることから、所管統計調査について、就業（雇用）形態の区分に関する用語・概念を雇用契約期間、契約形態、労働時間等の視点から整理し、異な

コメント [9]:

（樋口委員）用語については、その概念及び定義について検討すべき。

る統計間で、就業（雇用）形態の区分に関する用語の整合性が確保できるように、必要な見直しを進めること。

(iii) ~~各府省は、上記(i)及び(ii)の措置を踏まえ、厚生労働省以外の各府省においても、所管統計のうち雇用・労働関係統計における就業（雇用）形態に関する用語について、できる限り用語の概念・定義の共通化を図る観点から、所要の措置を講じること。その所管統計間における整合性の有無を確認すること。~~

コメント [10]:

（白波瀬委員、廣松委員）各統計間で、用語の使い方が統一されていないことが問題（例：労働者・雇用者・従業者）。個々の統計における用語を整理するだけでなく、各用語の上位概念を整理する必要がある。

（樋口委員）用語・概念の整合性の検討に際しては、各府省間の差異を最小にするためにも、最初から各府省横断的に検討を行うべき。

3. 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備

(1) インターネット回答方式の推進等に関する前回調査の検証状況【総務省】

①施策の進捗状況等

- 平成 22 年国勢調査において、東京都全域をモデル地域として、インターネット回答方式を導入した。
- 当該導入に関する総務省の検証においては、インターネット回答者に対するアンケート調査や地方公共団体との事後報告会等を実施し、その結果を踏まえ、世帯における負担感の減少、面接困難な世帯等に対する調査票回収への効果、記入精度の向上・審査の効率化が図られたと評価している。一方、調査員への回答状況伝達の煩雑化、郵送との重複回答、フィッシングサイト等への懸念などの課題も確認されている。

②施策の進捗状況等に関する評価

- インターネット回答者に対するアンケート調査により、当該回答者の属性、回答日時、次回の利用希望等を把握・分析していることは評価できる。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 今後、平成 27 年国勢調査を効率的かつ円滑に実施するための検討及び実施に当たり、インターネット回答方式の推進によって発生する課題への的確な対応策を検討する観点から、現在、実施している平成 27 年国勢調査試験調査等を通じ、実施上の問題事例を多面的かつインターネット回答方式の検討・推進によって発生する問題事例を様々な観点から定量的に把握・検証することが必要である。
- 国勢調査の調査方法については、調査対象者の中には高齢者など調査員調査を必要とする者がいること等を勘案し、インターネット回答によるオンライン調査、郵送調査及び調査員調査といった各種の調査方法の適切な組み合わせも勘案する必要がある。
- なお、コスト面の検証については、今後、インターネットによる回答率の向上等を勘案し、中長期的な視点に立って検討していく必要がある。

コメント [11]:

記述内容を明確にするため、文言を一部変更。

(2) 東日本大震災が与えた影響を把握するための調査項目追加等の可能性【総務省】

①施策の進捗状況等

○総務省においては、次回の平成 27 年国勢調査は、調査事項を限定した簡易調査の実施年ではあるものの、東日本大震災の影響を把握する観点から、「現在の住居における居住期間」及び「5 年前の住居の所在地」を調査する方向で検討中である。

②施策の進捗状況等に関する評価

○平成 27 年国勢調査において、簡易調査の実施年ではあるものの「現在の住居における居住期間」及び「5 年前の住居の所在地」を調査することは、東日本大震災後の地域別の詳細な人口移動状況等の把握を可能とするものと考えられるため、当該事項の調査を検討することが必要である。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○平成 27 年国勢調査において、「現在の住居における居住期間」等を調査することは、東日本大震災の影響把握の上では適切と考えられるものの、調査事項の増加は、報告者負担にもつながること等から、震災関連事項の調査結果の有用性について、更に精査する必要がある。

II 平成 23 年度法施行状況報告において、担当府省が「実施困難」としている事項

○ 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

(1) 学校保健統計調査における調査項目の追加や調査方法等の改善に関する検討状況【文部科学省】

① 施策の進捗状況報告

○平成 23 年度には、掲げられた事項以外の調査方法や調査票の改善についても、小児科医や養護教諭などの専門家の団体である財団法人日本学校保健会から意見を聴取した。

○その際、小児医学の専門家からは、「心の健康」「アレルギー疾患」「生活習慣病」に関し、新しい方法によって調査できないか研究が進められているところであるが、学校現場における対応能力も踏まえつつ、学校健康診断項目として、全児童生徒に一律に実施すべきとするほどには有効性が確認されたものはなく、現時点においては追加すべき項目としては考えにくいとしていることから、対応は困難であるとの結論を得た。

○なお、調査項目の追加については、基本計画で指摘された項目のうち、「アレルギー疾患」及び「生活習慣病」については、既に学校保健統計調査の調査項目とされ調査が実施されている。また、「心の健康」については、学校保健統計調査では調査項目とはされていないものの、財団法人日本学校保健会に委嘱し実施している代替調査（児童生徒の健康状態サーベイランス）において心の悩み等の実態が調査され一定程度の実態が把握されている状況である。

② 施策の進捗状況等に対する評価

○現時点では、学校保健統計調査において、上記調査項目に関し現在以上の対応を求める必要性は低いものと判断される。

○また、調査方法等の改善として、学校保健統計調査の調査票の転記元である健康診断票を直接統計作成に利用することについては、健康診断票の様式が統一化されておらず、かつ健康診断票データの電子化も進んでいないことから、直ちに対応することは難しいものと判断される。

(2) ライフコース全般を的確にとらえる統計についての検討状況【文部科学省】

①施策の進捗状況報告

○学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計の実施は、以下のような状況から実現困難との結論を得た。

①現在、文部科学省には該当する統計調査がないため、パネル調査の新設が必要となるが、今後の厳しい財政状況を踏まえると、そのための予算を継続的に確保できる見込みが立たない。

②文部科学省としては、このライフコース全般を的確にとらえた統計の必要性については、その意義を認めるところであるが、同一の調査対象者を継続的に追跡するパネル調査は、行政機関ではなく、むしろ大学などの研究機関において、組織的に実施していただく方が適切であり、かつ、現実的であるとの結論を得た。

②施策の進捗状況等に関する評価

○ライフコース全般を的確に捉える統計の作成については、それに必要なパネル調査に関し、予算上の制約や調査技術上の検討に時間を要すること等から早急な実施が難しいことはやむをえない。

○しかし、パネル調査については、既に厚生労働省等が実施している例もあるので、こうした既存のパネル調査との連携によりライフコース全般を捉える統計の作成を検討する余地はあるものと判断される。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○学識経験者による懇談会を設けて、今後1年程度の間には課題の整理を行い、他省庁等が実施している既存のパネル調査との連携も含め、調査手法、調査内容等を検討する必要がある。